

品川区外国人介護人材雇用（就学）支援補助事業実施要綱

制定 令和7年7月18日 区長決定 要綱第185号

改正 令和8年8月18日 要綱第198号

（目的）

第1条 この補助事業（以下「事業」という。）は、区内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険サービスを提供する事業所を運営する事業者または品川介護福祉専門学校を運営する社会福祉法人品川区社会福祉協議会に対し、その雇用する介護職員または品川介護福祉専門学校に在学する者のための就労・就学支援を目的として入管法第19条の23に規定する登録を受けた機関（以下「登録支援機関」という。）に継続的に支払う費用の一部を補助することで、外国人介護人材の安定的な受入れと定着を促進することを目的とする。

（通則）

第2条 この補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業所）

第3条 この事業の補助対象事業所は、区内に所在する介護保険法に基づく事業種別の事業所および介護福祉士養成施設である専修学校のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。）
- (2) 品川介護福祉専門学校
- (3) 品川区立の施設であり、指定管理者が管理する施設において事業を実施する事業所（第1号に掲げる施設を除く。）

（補助対象事業者）

第4条 この事業の対象事業者は、前条に規定する事業所等を運営する法人（以下「事業者」という。）とする。ただし、次に掲げる者が運営する事業者の事業所は、補助の対象外とする。

- (1) 暴力団（品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例第34号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者または構成員に暴力団員等（暴力団ならびに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法またはこれらの法律に基づく命令に違反する事実があるもの

（補助対象者）

第5条 この事業の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第一の二の表に定める在留資格「特定技能」を有する者（特定産業分野「介護」に限る。以下「特定技能（介護）」という。）

(2) 入管法別表第一の四の表に定める在留資格「留学」を有する者（以下「留学生」という。）

（補助対象経費）

第6条 この事業の補助対象経費は、別表1の第2欄に掲げる経費のうち、前条に規定する補助対象者の入職後および在学後に、事業者がその支援のために継続的に支払う費用とする。ただし、当該経費のうち次に該当するものは補助対象外とする。

(1) 登録支援機関との契約に際し発生する登録料などその他の一時的な経費

(2) その他その性質上継続的支出とは認められないと区長が判断する経費

2 補助対象年度における補助対象経費は、交付決定日が属する会計年度の4月1日から当該年度の末日（翌年3月31日）までの期間に、補助対象経費に係る支援が行われたものを対象とする。

（補助金額）

第7条 この事業における補助金の額は、補助対象者1人につき1か月あたり3万円を上限とし、補助対象事業所のうち1事業所当たり2人を限度とする。ただし、前条第1項に定める補助対象経費の実支出額の合計額と比較して、いずれか少ない額を補助金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2号の補助対象事業所について区長が特に必要と認める場合は、補助対象者を3人以上とすることができる。

（補助対象期間）

第8条 この事業における1人あたりの補助対象期間は、特定技能（介護）については補助開始年度から起算して5年間、留学生については2年間を限度とするものとし、いずれも年度単位とする。この場合において、留学生に限り、区長が特に必要と認めたときは当該期間を延長することができる。

（補助金の交付申請）

第9条 補助金対象事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、区長が別に定める期日までに品川区外国人介護人材雇用（就学）支援補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、区長に提出するものとする。

2 補助対象事業者は、前項の規定により交付申請を行った後から次条の規定による交付決定を受けるまでの間に、補助金交付申請書等の内容に変更が生じた場合には、品川区外国人介護人材雇用（就学）支援補助金交付申請変更・廃止届出書（第2号様式）をもって区長が別に定める日までに区長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第10条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、交付の可否を審査し、品川区外国人介護人材雇用（就学）支援補助金交付決定通知書（第3号様式）により、補助対象事業者
に通知するものとする。

（取消事由）

第11条 区長は、前条の規定による補助金の交付決定があった後から補助対象事業者より補助要件を満たすことが困難となり、当該補助事業を廃止する旨の申請があった場合には、品川区外国人介護人材雇用（就学）支援補助金交付決定取消通知書（第4号様式）により通知し当該交付決定を取り消すものとする。

（実績報告）

第12条 補助対象事業者は、当該補助事業に係る会計年度における補助対象経費の支払いが完了したときおよび完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する見込みであることが明らかになったときは、品川区外国人介護人材雇用（就学）支援補助金実績報告書（第5号様式）とともに関係資料を添えて、区長が定める期間内に区長に提出するものとする。

（補助金額の確定）

第13条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告内容が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し品川区外国人介護人材雇用（就学）支援補助金交付額確定通知書（第6号様式）により補助対象事業者
に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助対象事業者は、前条の規定により補助金額の確定を受けたときは、請求書兼口座振替依頼書（第7号様式）を区長が別に定める日までに区長に提出し、当該補助金の支払いを請求するものとする。

（補助金の交付）

第15条 区長は、補助対象事業者から前条の規定による請求があったときは、関係書類を審査し、適当と認めたときは、当該請求に係る補助金を補助対象事業者に対し速やかに支払うものとする。

（補助金の返還）

第16条 区長は、品川区補助金等交付規則第15条の規定により補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき期限を定めて返還を命じるものとする。

（関係書類および帳簿の整理保管）

第 17 条 補助対象事業者は、事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後 5 年間整理保管しなければならない。

(他の補助金等との重複の禁止)

第 18 条 本補助金の交付を受けた事業者は、当該外国人介護職員に係る継続的費用について、次の補助金と重複して補助を受けてはならない。

(1) 国または都道府県が実施する同様の目的の補助制度

(2) 前号に掲げるもののほか、事業者が雇用する職員等を対象とした区が実施する事業のうち、実施目的が第 1 条に規定する実施目的と類似すると区長が認めるもの

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

別表 1（第 6 条関係）

1 区分	2 補助対象経費
第 3 条 （ 1 ） の 事業所	入管法第 2 条の 5 第 6 項に規定する計画に基づき、特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第 5 号。以下「省令」という。）第 3 条に定める内容について省令第 4 条および「1 号特定技能外国人支援に関する運用要領－ 1 号特定技能外国人支援計画の基準について－」（平成 31 年 3 月法務省編）に定める基準等に適合する支援（以下「特定技能雇用契約支援」という。）を登録支援機関が提供した際に係る経費
第 3 条 （ 2 ） の 事業所	特定技能雇用契約支援と同等の内容として区長が認める経費

年 月 日

品川区長 あて

法人名称 _____
法人所在地 _____
代表者職名 _____
代表者氏名 _____

年度品川区外国人介護人材雇用（就学）支援補助金
交付申請書

品川区外国人介護人材雇用（就学）支援補助事業実施要綱第9条第1項に基づき、下記
のとおり提出いたします。

記

- 1 補助金申請額 円
- 2 添付書類
- (1) 別紙1「品川区外国人介護人材雇用（就学）支援事業 事業所一覧
- (2) 別紙2「品川区外国人介護人材雇用（就学）支援事業 対象者一覧
- (3) その他関係書類

[事務取扱者]

所属	
氏名	
連絡先(TEL)	- -
e-mail	

（提出先）品川区長 あて

法人名 _____

年度 品川区外国人介護人材雇用（就学）支援事業
事業所一覧

1 補助申請額 _____ 円

2 内訳

管理番号	事業所名	サービス種別	対象人数	補助対象額	備考
1				円	
2				円	
3				円	
4				円	
5				円	
6				円	
7				円	
8				円	
9				円	
10				円	
合 計			人	円	

品川区外国人介護人材雇用（修学）支援事業
対象者一覧

	対象者氏名	事業所名	登録支援機関名	在留資格	受入施設での 雇用開始（予定）年月日	雇用終了（予定）年月日	月額委託料	委託月数	適定額	補助対象額
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
								合計	円	

年 月 日

品川区長 あて

法人名称 _____
法人所在地 _____
代表者職名 _____
代表者氏名 _____

年度品川区外国人介護人材雇用（就学）支援補助金
交付申請変更・廃止届出書

年 月 日付で申請を行った品川区外国人介護人材雇用（就学）支援補助事業に係る申請内容について、品川区外国人介護人材雇用（就学）支援補助事業実施要綱第9条第2項に基づき、下記の事由により届け出ます。

記

1 内容および事由

2 変更後補助金交付申請額 円

〔事務担当者〕

部署名	
担当者	
TEL	- -
e-mail	

変更

（提出先）品川区長 あて

法人名 _____

年度 品川区外国人介護人材雇用（就学）支援事業
事業所一覧

1 補助申請額 _____ 円

2 内訳

管理番号	事業所名	サービス種別	対象人数	補助対象額	備考
1				円	
2				円	
3				円	
4				円	
5				円	
6				円	
7				円	
8				円	
9				円	
10				円	
合 計			人	円	

変更

品川区外国人介護人材雇用（修学）支援事業
対象者一覧

	対象者氏名	事業所名	登録支援機関名	在留資格	受入施設での 雇用開始（予定）年月日	雇用終了（予定）年月日	月額委託料	委託月数	適定額	補助対象額
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
								合計	円	

文書番号
年 月 日

様

品川区長

年度品川区外国人介護人材雇用（就学）支援補助金
交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました 年度品川区外国人介護人材雇用（就学）支援補助金について、下記のとおり交付額を決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 その他 不正等の手段により補助金の交付を受けた場合は、この限りではありません。

年 月 日

品川区長 あて

法人名称	_____
法人所在地	_____
代表者職名	_____
代表者氏名	_____

年度品川区外国人介護人材雇用（就学）支援補助金
交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定した品川区外国人介護人材雇用（就学）支援補助事業に係る申請について、品川区外国人介護人材雇用（就学）支援補助事業実施要綱第 11 条に基づき、下記の事由により交付決定を取り消します。

記

取消事由

〔事務担当者〕

部署名	
担当者	
TEL	- -
e-mail	

年 月 日

品川区長 あて

法人名称 _____
法人所在地 _____
代表者職名 _____
代表者氏名 _____

年度品川区外国人介護人材雇用（就学）支援補助金
実績報告書

品川区外国人介護人材雇用（就学）支援補助事業実施要綱第12条に基づき、下記のと
おり提出いたします。

記

- 1 補助金所要額 円
- 2 添付書類
- (1) 別紙1「品川区外国人介護人材雇用（就学）支援事業 事業所一覧
- (2) 別紙2「品川区外国人介護人材雇用（就学）支援事業 対象者一覧
- (3) その他関係書類

[事務取扱者]

所属	
氏名	
連絡先(TEL)	- -
e-mail	

（提出先）品川区長 あて

法人名 _____

年度 品川区外国人介護人材雇用（就学）支援事業
事業所一覧

1 補助金所要額 _____ 円

2 内訳

管理番号	事業所名	サービス種別	対象人数	補助対象額	備考
1				円	
2				円	
3				円	
4				円	
5				円	
6				円	
7				円	
8				円	
9				円	
10				円	
合 計			人	円	

品川区外国人介護人材雇用（修学）支援事業
対象者一覧

	対象者氏名	事業所名	登録支援機関名	在留資格	受入施設での 雇用開始（予定）年月日	雇用終了（予定）年月日	月額委託料	委託月数	適定額	補助対象額
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
								合計	円	

文書番号
年 月 日

様

品川区長

年度品川区外国人介護人材雇用（就学）支援補助金
交付額確定通知書

年 月 日付で報告のあった 年度品川区外国人介護人材雇用（就学）支援補助金実績報告について、その内容を審査した結果、補助金の交付決定内容およびこれに付した条件に適合すると認められ、交付すべき補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

年 月 日

品川区長 あて

法人名称 _____

法人所在地 _____

代表者職名 _____

代表者氏名 _____

請 求 書

年 月 日付文書番号で交付決定のあった 年度品川区外国人介護人材雇用（就学）支援補助金について、下記のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
口座名義人	

法人の事務担当者

部署名	
担当者	
TEL	- -
e-mail	